

# 森林整備保全事業計画の策定について

## 1 森林整備保全事業計画の位置付け

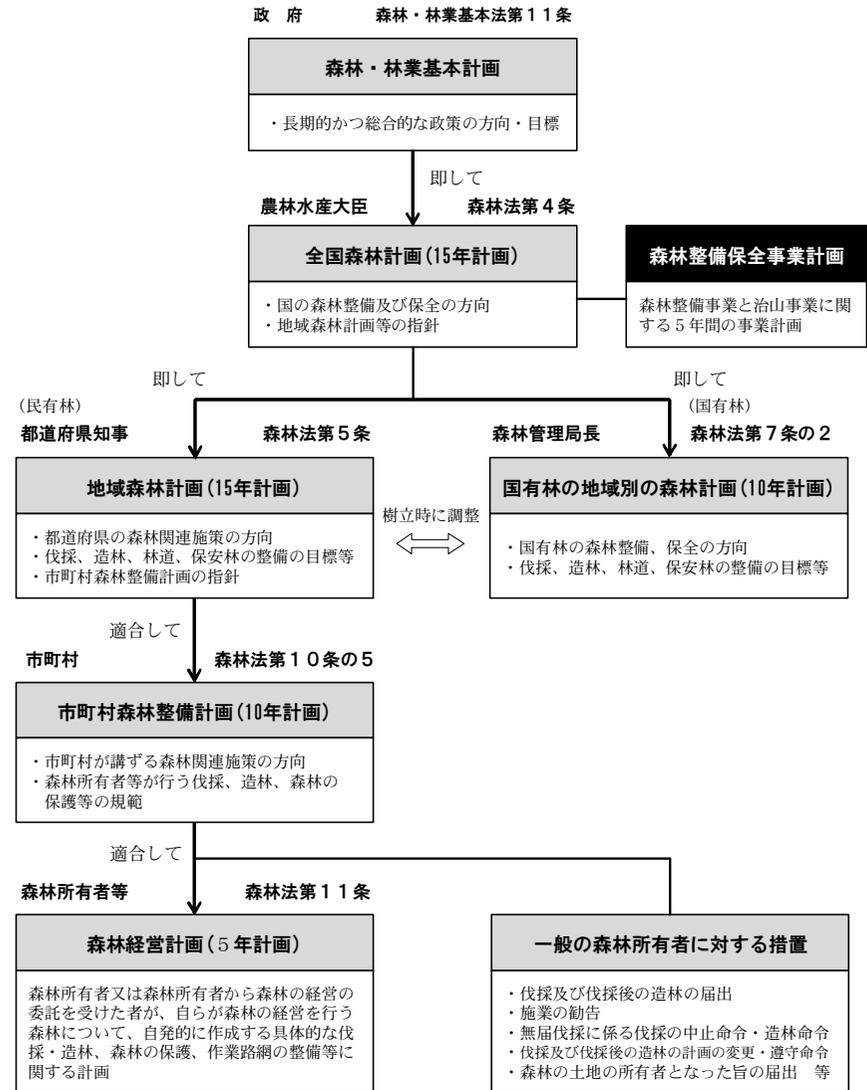
森林整備保全事業計画は、農林水産大臣が森林法第4条の規定に基づき、全国森林計画の作成と併せて5年毎にたてる計画。

全国森林計画に掲げる森林の整備・保全の目標の計画的な達成に資するため、森林整備保全事業（森林整備事業、治山事業）の目標や成果指標等を定めるもの。

## 2 次期計画の計画期間

計画期間は、次期全国森林計画の計画期間（平成26～40年度）のうち、最初の5年間（平成26～30年度）。

### 森林計画制度の体系



# (参考) 森林整備保全事業の概要について

## 【森林整備事業】

### 主な事業内容



＜植え付け＞  
 ・植え付けの準備作業として 必要な雑草・低木類の刈払い  
 ・整理を行う地ごしらえ  
 ・苗木の植え付け作業、種子の播きつけ作業  
 ・シカ等の防護柵の設置等



＜下刈り＞  
 ・植栽木の成長・生存を妨げる雑草を刈り払い、植栽木の確実な成長を図る作業



＜除・間伐＞  
 ・生育対象となる樹木の成長を妨げる雑木等の除去、生育対象木間の競争緩和のための抜き伐り作業



＜複層林化・針広混交林化・広葉樹林化の推進＞  
 ・一斉人工林を複層林・針広混交林・広葉樹林等に誘導するための、上層木の抜き伐り、下層木に対する下刈り、除・間伐等を実施



＜天然林の整備＞  
 ・天然稚幼樹の発生や育成を促進するための地表かきおこし作業や不用木の除去作業  
 ・地表かきおこし等により発生した林木等に対する下刈り、除・間伐等を実施



＜路網の整備＞  
 ・下刈りや間伐等の作業に必要な林道等の整備

### 事業の効果

#### 間伐未実施で放置された森林

○間伐が遅れ過密化した森林では、様々な公益的機能が低下するばかりか、  
 ・直径に対する樹高の比率が過大(もやし状)で  
 ・林床が暗く下層植生が消失する  
 など、風倒木の発生等災害につながる危険性大



【風倒木被害】

【表土が流出した森林】

#### 間伐が適切に実施された森林

○国土保全、水源かん養等の多様な機能が持続的かつ十分に発揮され、安全・安心の確保にも寄与



## 【治山事業】

### 主な事業内容

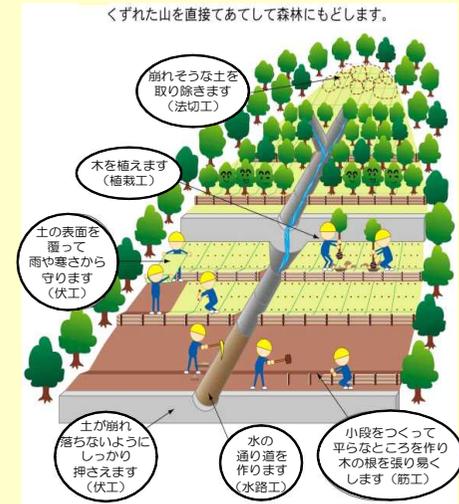
#### ＜保安施設事業＞

水源のかん養、土砂の崩壊の防止などの保安林の指定目的を達成するために行う森林の維持造成に必要な事業



#### ＜地すべり防止事業＞

地すべり防止施設の新設、改良その他地すべり防止区域内における地すべりを防止するための事業



【事業イメージ(山腹工)】

### 事業の効果

#### ～治山事業により緑が復元～

山崩れや山火事等により森林が破壊され、山地災害等が発生するおそれがあり、緊急に森林に復旧させる必要のある荒廃地等については、森林の維持・造成を行う治山事業を実施し、健全な森林に回復させて公益的機能の維持向上に寄与



崩壊直後



治山事業完成



森林の復旧状況

### 3 検討体制

森林整備保全事業計画の検討にあたっては、最近の森林・林業を取り巻く状況の変化等を踏まえつつ、森林整備保全事業の成果をより分かり易く国民に示す観点から、現行計画における成果指標の達成状況を検証しつつ、次期計画の成果指標を検討する必要がある。

このため、各研究分野毎の専門家による検討委員会において、個別の成果指標毎に具体的な検討を行い、林政審議会での議論に資することとする。

### 4 スケジュール(案)

平成25年8月26日 第1回 検討委員会  
(現行計画の達成状況等)

平成25年9月11日 林政審議会 (諮問)

10月中旬 第2回 検討委員会  
(成果指標案の検討)

11月下旬 第3回 検討委員会  
(成果指標案のとりまとめ)

12月 林政審議会  
(次期計画の基本的な考え方)

平成26年2月頃 パブリックコメント

3月頃 林政審議会 (答申)

3月末 閣議決定 (予定)

### ●検討委員会 委員名簿

(敬称略、50音順)

氏名	役職
伊藤 哲	国立大学法人 宮崎大学農学部教授
権田 豊	国立大学法人 新潟大学農学部准教授
陣川 雅樹	独立行政法人 森林総合研究所 林業工学領域長
田中 万里子	東京農業大学講師、拓殖大学講師、 東京経済大学講師
土屋 俊幸 (座長)	国立大学法人 東京農工大学大学院 農学研究院教授

(参考) 森林法(抜粋)  
(全国森林計画等)

**第四条** 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、森林・林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）第十一条第一項の基本計画に即し、かつ、保安施設の整備の状況等を勘案して、全国の森林につき、五年ごとに、十五年を一期とする全国森林計画をたてなければならない。

2～4 略

5 農林水産大臣は、全国森林計画に掲げる森林の整備及び保全の目標の計画的かつ着実な達成に資するため、全国森林計画の作成と併せて、五年ごとに、森林整備保全事業（造林、間伐及び保育並びに林道の開設及び改良の事業並びに森林の造成及び維持に必要な事業で政令で定める者が実施するものをいう。以下同じ。）に関する計画（以下「森林整備保全事業計画」という。）をたてなければならない。

6 森林整備保全事業計画においては、全国森林計画の計画期間のうち最初の五年間に係る森林整備保全事業の実施の目標及び事業量を定めるものとする。

## 現行の森林整備保全事業計画(平成21~25年度)の枠組み

### 【基本的な方針】

- 森林整備保全事業は、森林の多面的機能を維持・増進することにより豊かな国民生活に寄与する環境創造事業として、計画的かつ総合的に推進。

### 【事業の目標】

- 事業の目標については、森林の重視すべき機能等を踏まえ、「安心」、「共生」、「循環」、「活力」の4つの視点で目標を設定。

### 事業実施に向けた4つの基本的な視点と事業の目標

#### 1 安心の視点

森林の水土保持機能の高度発揮による「国民が安心して暮らせる社会の実現」

#### 3 循環の視点

森林資源の循環利用による「循環を基調とする社会の形成への寄与」

#### 2 共生の視点

森林の多様性の維持増進、身近な生活環境としての森林や国民に広く開かれた森林の整備及び保全による「森林と人とが共生する社会の実現」

#### 4 活力の視点

森林資源の活用、都市との共生・対流による「活力ある地域社会形成への寄与」

#### 地球温暖化対策の着実な推進

6年間で合計330万haの間伐の実施等を目標とする「美しい森林づくり推進国民運動」を展開し、政府、地方公共団体、森林所有者、林業・木材産業関係者、国民等の協力の下、京都議定書第1約束期間内の森林吸収量目標である1,300万炭素トンの達成を目指す。

## 現行の成果指標

事業目標	現行の成果指標
<p>国民が安心して暮らせる社会の実現</p>	<p>【国土を守り水を育む豊かな森林の整備・保全】 ▶ 育成途中の水土保持林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合 【71%→約79%】</p>
	<p>【山崩れ等の復旧と予防】 ▶ 周辺の森林の山地災害防止機能等が確保される集落の数 【約5万2千集落→約5万6千集落】</p>
<p>森林と人とが共生する社会の実現</p>	<p>【森林の多様性の維持増進】 ▶ 育成林全体に占める育成複層林面積の割合 【8.5%→約10%】 育成単層林から育成複層林への誘導 【約7万ha】</p>
	<p>【身近な生活環境の保全】 ▶ 海岸林や防風林などの総延長 【約7,300kmの保全】</p>
	<p>【森林環境教育の推進】 ▶ 環境学習や森林づくり活動等に利用するための森林空間の維持及び森林環境教育の参加人数 【約44万人→約50万人】</p>
<p>循環を基調とする社会の形成への寄与</p>	<p>【森林資源の循環利用の促進】 ▶ 木材の安定的かつ効率的な供給が可能となる育成林の資源量 【約1億6千万m<sup>3</sup>の増加】</p>
<p>活力ある地域社会形成への寄与</p>	<p>【森林資源を活用した地域づくりの推進】 ▶ 適切な間伐等や伐採後の的確な更新を図り森林資源を積極的に利用している流域 【約30流域→約80流域】</p>
	<p>【山村地域における居住環境の向上】 ▶ 山村地域における居住地周辺の森林や生活環境の整備 【約210万人を対象に定住条件の向上】</p>